

協議第72号

平成16年4月15日確認

各種事務事業の取扱い（消防防災関係）について

各種事務事業の取扱い（消防防災関係）について別紙のとおり提出する。

平成16年4月15日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	1 新市の消防本部については、現在の久居地区広域消防組合消防本部庁舎を新市消防本部庁舎として活用する。
関係項目	消防防災関係		2 地域防災計画については、合併後、速やかに策定する。 3 自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 4 交通安全活動団体については、合併時にそれぞれの組織活動に応じ一元化する方向で調整する。

先 進 地 事 例

【山口市】

- ・ 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- ・ 伊自良村及び美山町の防災行政無線（同報系）の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備する。
- ・ 防災行政無線（移動系）の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。

【さぬき市】

- ・ 防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。
- ・ 水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。

【飛騨市】

- ・ 現行のとおり継承し、新市において速やかに地域防災計画を策定する。この間、住民生活に支障のないよう、災害時の指揮命令系統を直ちに整備する。
- ・ 防災行政無線の運用については、当分の間は、現行のとおりとし、新市において周波数の統一を図る。

【いなべ市】

事業の一体性を確立するために、新市において速やかに防災計画を策定する。